平成２４年（フ）第１４６０１号
東京都足立区江北３丁目29―２―201
債務者　八木沼　澄
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６１１号
東京都練馬区東大泉２丁目９―18　大泉源第２ビル101
債務者　加藤　　良
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６１７号
東京都江戸川区中葛西７丁目28―８―205
債務者　檜山なおみ
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６２０号
神奈川県横浜市港北区篠原西町31―25―201
債務者　門馬はる恵
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６２１号
東京都品川区大崎４丁目３―15―101
債務者　萩の茶屋こと　藤田　　譲
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６２５号
東京都足立区谷中３丁目７―17―203
債務者　佐藤　千晶（旧姓高野）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５１０号
横浜市青葉区みたけ台41番地17　ココ藤が丘102
債務者　田渋　亜希
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５７４号
神奈川県綾瀬市寺尾本町１丁目15番38号
債務者　田戸　真樹
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２２９号
東京都町田市鶴間1541番地１旭ハイツⅢ101
債務者　大窪　香織
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６５５号
静岡県焼津市中新田1200番地の５、旧住所静岡県焼津市小土790番地　ガーデンパレスカネブンＡ201
債務者　村越　由紀
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１８号
静岡市葵区与一４丁目７番５号　アークＶ、旧住所静岡市駿河区富士見台１丁目６番27号
債務者　林　　仁美
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８３号
静岡市駿河区広野１丁目６番７号
債務者　浦田　順司
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０６５号
大阪市淀川区三国本町１丁目13番33―1303号
債務者　森　奈津美
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２０９号
大阪府豊中市東泉丘１丁目７番25号　東泉丘ハイツ101
債務者　竹口　昌宏
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４号
熊本県山鹿市久原5730番地10
債務者　池上知主子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係